

府中町における建築基準法上の道路種別の確認方法(ご案内)

■ 法 42 条1項1号道路であるかの確認

次の手順で確認してください。道路法上の道路で、かつ、幅員4メートル以上の場合に限り1号道路です。

- ・道路法上の道路であるかは、道路管理者が公表する[路線網図](#)で確認してください。
(町道であることを示す朱線表示があるか、県道名称の表示があれば道路法上の道路です。)
- ・幅員が4メートル以上あるかなど、**建築基準法上の道路幅員は現地で実測していただく必要があります。**
(町では、個々の敷地前における建築基準法上の道路幅員は把握しておりません。)

該当しない場合

■ 指定道路 (法 42 条1項4号道路・5号道路及び2項道路)であるかの確認

特定行政庁(府中町の場合は広島県)が指定するものですので、**広島県が公表している[指定道路図\(外部リンク\)](#)で確認してください。**

(参考)

- ・4号道路 : 2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの。
「計画道路」とも呼ばれ、現在は向洋駅周辺区画整理事業の区域内に存在します。
- ・5号道路 : 築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの。
「位置指定道路」とも呼ばれ、町内にも多く存在する私道です。なお、公表されている指定道路図に明示がない場合があります。過去の建築確認等で5号道路としての取扱い履歴が確認できる場合は広島県西部建設事務所建築課へ相談してください。
- ・2項道路 : 基準日に既に建築物が立ち並んでいた幅員4メートル未満の道で特定行政庁の指定したもの。
「みなし道路」とも呼ばれ、セツバックして建築することができる道で、町内にもある程度存在します。なお、公表されている指定道路図に明示がない場合があります。過去の建築確認等で2項道路としての取扱い履歴が確認できる場合は広島県西部建設事務所建築課へ相談してください。

該当しない場合

■ その他 (法 42 条1項2号道路・3号道路)の確認

次の道路は府中町内にあまりありませんが、上記に該当しない場合、建築課住宅係窓口でご確認ください。

- ・2号道路 : 都市計画法等に基づく許認可を受けて築造した道路で、幅員が4メートル以上のもの。
「開発道路」とも呼ばれます。通常、開発行為等によって築造された後には、町道編入されて1号道路となることが多いため、2号道路のままであることは稀です。町内では、比較的大きなマンションの周辺等に一部存在するほか、幅員の一部(4メートル未満)のみが町道編入されていて1号道路になり得ない場合に該当することがあります。
- ・3号道路 : 基準日に既に存在する幅員4メートル以上のもの。
「既存道路」とも呼ばれ、町内では林道の一部が該当する程度です。